

岐阜県公報

号外(一) 令和二年六月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政管理課)

三

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

四

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

四

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十二の項第一号中「及び第二項」を削り、「第十四条第四項」を「法第十四条第四項」に改め、「次号において同じ」を削り、「第一種動物取扱業者登録簿に登録すること及びその旨を通知する」を「第一種動物取扱業者の登録又は登録の更新をする」に改め、同項第二十七号中「必要な報告をさせ、又は所属職員に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問させる」を「報告徴収又は立入検査をする」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項中第二十六号を第四十三号とし、同項第二十五号中「及び第三項の規定により」を「の規定による」に改め、「こと」の下に「特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合を除く。」を加え、同号を同項第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

42 条例第十四条第三項の規定による飼養する犬に異常があつた旨の届出を受けること。

別表第三保健所長の部二十二の項中第二十四号を第四十号とし、同項第二十三号中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「野犬等の抑留、飼い主への通知又は掲示及び野犬等の処分を行う」を「野犬等を抑留させる」に改め、同号を同項第三十七号とし、

同号の次に次の二号を加える。

38 条例第十一条第二項の規定により野犬等を引き取るべき旨を通知し、又は掲示することを。

39 条例第十一条第三項の規定により野犬等を処分すること。

別表第三保健所長の部二十二の項中第二十二号を第三十六号とし、第二十一号を第三十五号とし、第二十号を第三十四号とし、第十九号を削り、同項第十八号中「規定により」の下に「特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の」を加え、同号を同項第三十三号とし、同項第十七号を第三十二号とし、同項第十六号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第十五号中「及び同条第二項において準用する法第二十七条第一項」を削り、「許可をし、及び当該許可に条件を付する」を「許可をする」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第十四号中「及び第二十七条第二項」を削り、「許可をし、及び当該許可に条件を付する」を「許可をする」に改め、同号を同項第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

29 法第二十七条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により前号の許可に条件を付すること。

別表第三保健所長の部二十二の項第十三号中「第二十五条」を「第二十五条第二項」に、「勧告等を行う」を「必要な措置をとるべきことを勧告する」に改め、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

26 法第二十五条第三項の規定により前号の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

27 法第二十五条第四項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第三保健所長の部二十二の項第十二号中「第二十四条の三の規定により」を「第二十四条の三第一項の規定による」に改め、「又は飼養施設の使用の廃止」を削り、同号を同項第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

23 法第二十四条の三第二項の規定による第二種動物取扱業の届出事項の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受けること。

24 法第二十五条第一項の規定により必要な指導又は助言をすること。

別表第三保健所長の部二十二の項第十号中「第二十四条の二の規定により」を「第二十四条の二の二の規定による」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十号中「第二十四条第一項」の下に「法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する

場合を含む。）、法第二十四条の二第三項、法第二十五条第五項及び法第三十三条第一項」を加え、「報告を求め、又は所属職員に立入検査をさせる」を「報告徴収又は立入検査をする」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

19 法第二十四条の二第一項の規定により必要な勧告をすること。

20 法第二十四条の二第二項の規定により前号の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第三保健所長の部二十二の項第九号中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「次号において同じ」を削り、「勧告及び措置命令を」を「その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

15 法第二十三条第二項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告すること。

16 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により前二号の規定による勧告を受けた者がこれに従わなかった旨を公表すること。

17 法第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第十四号又は第十五号の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第三保健所長の部二十二の項第八号中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の六」に改め、「犬猫等の個体に関する事項の届出を受けること及び同条第三項の規定により」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「全部若しくは一部の」を削り、「命じ、及び同条第二項において準用する法第十二條第二項の規定によりその旨を通知する」を「命ずる」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 法第二十一条の五第二項の規定による動物に関する事項の届出を受けること。

別表第三保健所長の部二十二の項中第六号を第十号とし、同項第五号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「場合」の下に「第五号に係る部分を除く。」を加え、「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号を第八号とし、同項第三号中「から第三項までの規定により」を「の規定による第一種動物取扱業の登録事項の変更、飼養施設の設置又は犬猫等販売業の」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 法第十四条第二項の規定による第一種動物取扱業の登録事項の変更の届出を受け

ること。

7 法第十四条第三項の規定による犬猫等販売業を営むことをやめた場合の届出を受けること。

別表第三保健所長の部二十二の項第二号中「及び第二項」を「法第十三条第二項及び法第十四条第四項において準用する場合を含む。」に、「登録」を「第一種動物取扱業の登録又は登録の更新」に改め、「及びその旨を通知すること」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 法第十二条第二項（法第十三条第二項、法第十四条第四項及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により前号の規定による登録の拒否等をした旨を通知すること。

2 法第十一条第二項（法第十三条第二項及び法第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により前号の登録又は登録の更新をした旨を通知すること。

別表第三保健所長の部二十三の項中「法」という。の下に、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下この項中「改正法」という。）を加え、同項第十四号中「規定により廃業届」を「規定による廃止届」に改め、「こと」の下に「施行令第三十五条第十八号に掲げる営業を除く。」を加え、同項第十六号とし、同項第十三号中「規定により営業者から営業許可申請書」を「規定による営業許可申請書等」に改め、「」と「」の下に「施行令第三十五条第十八号に掲げる営業を除く。」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 改正法附則第九条の規定によりその例にすることができることとされる改正法第二条の規定による改正後の法第五十七条第一項の規定による営業の届出を受けること。

別表第三保健所長の部二十三の項第九号中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に、「第五十六条」を「法第五十六条」に改め、「こと」の下に「施行令第三十五条第十八号に掲げる営業を除く。」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「こと」の下に「施行令第三十五条第十八号に掲げる営業を除く。」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第六号、第九号及び第十四号において同じ」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「規定により、」を「規定による」「」の届出等」を「からの届出」に改め、同号を同項第五号と

し、同項第三号中「監視又は指導」を「監視指導」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を第三号とし、同項第一号中「食品製造者等」を「食品製造者等に対し」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第八条第一項の規定による営業者からの届出を受けること。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一七の項を次のように改める。

七 岐阜県食品衛生法施行条例
例（平成十二年岐阜県条例第十五号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の別表第二五の項第十号ハ
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第十五号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の別表第二五の項第十号ハ

別表第二十の項中「第二条第三号」を「第二条第六号」に改め、同表十五の項中「第十二条の三第二号」を「第十四条」に改める。
別表第二七の項を次のように改める。

七 岐阜県食品衛生法施行条例
例
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の別表第一六の項第一号及び第

二号、七の項第一号八並びに十六の項第二号並びに別表第二五の項第十号八

別表第二十一の項中「第二条第三号」を「第二条第六号」に改める。
別表第三三の項中「第十二条の三」を「第十四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県食品衛生法施行細則（昭和四十八年岐阜県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条中「条例別表第一九の項第一号及び第六号並びに」を削り、「別表第三一の項並びに」を「別表一の項及び」に改める。

第十条中「別表第三」を「別表」に改める。

第十一条中「第二条第一項ただし書に規定する露店その他の」を「第三条第二項の」に改める。

別表一の項中「別表第三一の項業種の区分の欄」を「別表一の項業種の区分の欄」に改め、同項第一号及び第二号中「別表第三一の項」を「別表一の項」に改め、同表二の項第一号中「別表第三一の項構造等に関する基準の欄第二号」を「別表一の項構造等に関する基準の欄第二号」に改め、同項第二号中「別表第三一の項器具等に関する基準の欄第一号」を「別表一の項器具等に関する基準の欄第一号」に改め、同表十三の項中「魚介類せり売業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項第一号中「せり場」を「競り場」に改め、同項第二号中「せり台」を「競り台」に改め、同表十四の項中「魚肉ね

り製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表二十七の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同項第一号八中「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、同項第二号イ中「めん帯機」を「麺帯機」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第十五号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）第二条及び別表第一の規定の適用については、改正前の第七条、第八条、第九条及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項中「昭和四十八年法律第一〇五号」の下に、「以下この項中「法」という。」を、「平成一八年岐阜県条例第二〇号」の下に、「以下この項中「条例」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「及び第二項」を削り、「第十四条第四項」を「法第十四条第四項」に改め、「（同条第一項の規定による届出があつた場合に限る。）及び。」次号において同じ」を削り、

「第一種動物取扱業者登録簿への登録及び通知」を「第一種動物取扱業者の登録又は登録の更新」に改め、同欄第十六号中「必要な」を削り、同号を同欄第二十二号とし、同欄第十五号中「及び第三項」を削り、「受付」の下に「特定動物が人の生命又は身体に害を加えた場合を除く。」を加え、同号を同欄第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

21 条例第十四条第三項の規定による届出の受付

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄中第十四号を第十九号とし、同欄第十三号中「措置命令」の下に「特定動物が逸走した場合を除く。」を加え、同号を同欄第十八号とし、同欄第十二号中「規定による」の下に「特定動物の飼養又は保管の」を加え、同号を同欄第十七号とし、同欄第十一号中「及び同条第二項において準用する法第二十七条第二項」を削り、「規定による」の下に「特定動物の飼養又は保管の」を加え、「及び当該許可への条件の付加」を削り、同号を同欄第十六号とし、同欄第十号中「及び第二十七条第二項」を削り、「許可及び当該許可への条件の付加」を「特定動物の飼養又は保管の許可」に改め、同号を同欄第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

15 法第二十七条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可条件の付加

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第九号を削り、同欄第八号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号を同欄第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 法第二十五条第四項の規定による措置命令又は勧告

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第七号中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に「法第二十三条第二項、法第二十四条の二第一項及び法第二十五条第二項」を加え、「の勧告及び措置命令」を「勧告」に改め、同号を同欄第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

10 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表

11 法第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第二十四条の二第二項及び法第二十五条第三項の規定による措置命令別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第六

号中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第五号中「及び同条第二項において準用する法第十二條第二項の規定による通知」を削り、同号を同欄第七号とし、同欄第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同欄第二号中「及び第二項」を「法第十三條第二項及び法第十四條第四項において準用する場合を含む。」に、「登録の拒否及び通知」を「第一種動物取扱業者の登録又は登録の更新の拒否」に改め、同号を同欄第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4 法第十二條第二項（法第十三條第二項、法第十四條第四項及び法第十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否等の通知

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第一号の次に次の一号を加える。

2 法第十一條第二項（法第十三條第二項及び法第十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録又は登録の更新の通知

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十五の項中「昭和二年法律第三三三號」の下に「以下この項中「法」という。）、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四六號。以下この項中「改正法」という。）」を、「昭和二年政令第三一九號」の下に「以下この項中「施行令」という。）」を加え、「昭和三年省令第三三三號」を「昭和三年厚生省令第三三三號。以下この項中「施行規則」という。）」に改め、「平成二二年条例第七號」の下に「以下この項中「施行条例」という。）」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第二十六條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第五十二條の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第五十四條の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第五十六條の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第五十五條」を「第五十五條第一項」に、「第五十六條の」を「法第五十六條の規定による」に改め、同欄第六号中「第五條第三項の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号から第四号までを削り、同欄第五号中「及び前各号に掲げる事項」を削り、「法」の下に「改正法」を加え、同号を同欄第一号とする。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十一の項中「食品衛生法」を「食品衛生法、食品衛生法等の一部を改正する法律」に改め、同欄第二号中「から第五号まで」を削り、同欄第三号を削る。

附則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

令和二年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社